

横浜市環境創造審議会 第3回雨水浸透機能促進方策検討部会 議事録(案)	
議 題	1. 第2回雨水浸透機能促進方策検討部会議事録について 2. 取り組みに対する施策と実施に向けて 3. その他
日 時	平成21年7月23日(月) 10:00~12:00
場 所	関内中央ビル 3A 会議室
出席委員	河野 正男、長岡 裕、檜垣 宏子、岡 泰道、高見澤 邦郎、吉中 保(6名) 敬称略
欠席委員	なし
開催形態	公開
資 料	1 議事次第 2 資料10 横浜市環境創造審議会(雨水浸透機能促進方策検討部会)委員名簿 3 資料11 第2回雨水浸透機能促進方策検討部会議事録(案) 4 資料12 取り組みに対する施策と実施に向けて

開会

事務局挨拶

議事

1 第2回雨水浸透機能促進方策検討部会議事録について

(事務局)

資料11により議事内容を説明

(河野部会長)

特に意見がないようなので、この議事録を確定します。

2 取り組みに対する施策と実施に向けて

(事務局)

資料12により、取り組みに対する施策と実施に向けてを説明

(高見澤委員)

2ページの民間の占める面積の94%は、事業所も工場もみんな入った数値なので、住宅の割合を添えたほうがいいかなと思いました。

(河野部会長)

助成金方式に変わる前の直接工事方式では、全額市が負担したという理解でよろしいか。

(事務局)

そのとおりです。

(高見澤委員)

和泉川流域のモデル事業分は、前のページのグラフに入っていると見てよろしいわけですね。モデル事業が147世帯で実施されたというのは、大きな成果だと思います。

(事務局)

私有地の戸建て住宅に入っています。

(檜垣委員)

2 ページの民間と公共の表について、建物面積と比率だけでなく、そのうちの雨水浸透機能の割合があれば、そこから目標が出てくると思います。

(事務局)

2 ページの表は、雨水浸透の可能な土地のうち、公共空間よりも民間空間のほうが非常に多いことをお見せするためにお示しした資料です。

(檜垣委員)

公共空間の中で、雨水浸透機能のある施設が今何%かというような把握はしていますか。

(事務局)

公共空間はある程度作業できると思いますが、民間の、特に開発で設置した部分は困難です。

(檜垣委員)

3 ページの下の図で、建物の周囲の4カ所の雨水ますの排水設備があり、そのほかに開発行為で雨水浸透を指導するカーポートゾーンがあり、さらに道路に出る手前の接続ますも浸透ますといった仕組みがよくわからない。

(事務局)

この図は、戸建て住宅の場合をイメージしていますが、協議時点では、建物はまだ決まっていません。開発面積に応じて雨水流出抑制対策量が決まっており、これに応じた対策量が各戸に割り振られます。このための浸透施設をカーポートゾーン内に設置するケースが多く、ますの並び方は様々です。後に建物が建って宅地内の排水設備計画による設備が完成した時に、屋根に降った雨が、カーポートゾーン内に指導した雨水浸透施設に接続されます。

(檜垣委員)

民間の中では、工場など宅地以外の部分がたくさんありますが、それもこの中に入っていますか。大きな工場でもどんどんやってくれたら、かなりの効率で進むと思います。

(事務局)

これには含まれません。工場の開発行為は、土地の改変がある場合は、役所側で指導できます。新設の場合、単に建築確認という形では、法律がないので設置に結びつきません。

(長岡委員)

設置基準の緩和で、適地がふえたという理解でよろしいんですか。緩和しても構造上、地盤上の問題に対して大丈夫なんですね。

(事務局)

ご相談に対し、緩和によりクリアできる部分で増えたと思います。構造上は大丈夫です。このときに十分検討し、これ以上の緩和がもう無理と考えております。

(岡委員)

原則化というものを実現する方策として、現時点の確認申請書の義務づけの中に、協議ルールを位置づけるとしているが、何か具体的に検討されたのですか。

(事務局)

排水設備の確認は土木事務所が窓口で、そのとき適地であれば、宅地内の雨水浸透ます設置を必ず相談してもらい、設置に向けた説明をするという仕組みで、宅内雨水浸透ますの原則協議の形を考えています。

(吉中委員)

助成制度の再検討で、建物1棟当たり雨水浸透ます4個までとなっているものを再検討するとありますが、建物の面積(降雨面積)に応じて必要になる雨水浸透施設の規模(能力)があって、それを基に検討するという理解でよろしいのでしょうか。

(事務局)

住宅の屋根に降った水は4隅に落ちるので4個としていますが、マンションだと4隅とのほかに階段ごとに水が落ちてきますから、その分も含めて、個数を再検討します。

(岡委員)

集合住宅で、浸透ますを何10個も設置するのは、非常に効率的でない不経済なやり方です。むしろそういう場合は、浸透トレンチなどを導入したほうが得策な場合が多く、ますの数を無制限にする方向にいかないほうがいいと思います。

(事務局)

トレンチという透水性の側溝や管渠は、今具体的にそれに対する助成がありませんが、検討はしたいと思っています。

(高見澤委員)

個別に手を挙げる人はまれで、そこに助成を考えるより、基本的には公費負担だということに重点を置き、モデル事業みたいなもので、年ごとに、区役所も協力して、各地で進めていくというほうが、既存建物も含めてできると思います。

(檜垣委員)

ヒートアイランド対策として、地下水を涵養して地面を冷やすために新築住宅の雨水浸透ますは、ぜひつけていただきたいんですが、それ以外のところで地面をコンクリート化させないよう、何とか頑張っていただけたらと思います。

(岡委員)

雨水浸透機能促進を図るのであれば、持続可能な形にしないといけない。維持管理が続く形にしないと、計画として位置づけができません。公共公益地で公共事業として取り組んだものは行政が責任を持って、アフターケアできると思いますが、民有地の場合は、点検方法や点検清掃の主体についてある程度戦略を持っておく必要があります。

(高見澤委員)

調査して設置を判断する場合に、予め土地の来歴などから浸透が困難という情報があれば、そこで設置をあきらめるので、調査に係る税金の支出は少なく済むわけですが、どうでしょう。

(岡委員)

公共、公益地では、税金の無駄遣いにならないよう、事前の調査・試験とかである程度評価をします。宅地の場合は、調査代のほうが1個のます設置より高くつくということがあるので、ある程度の周辺情報だけで進めるしかありません。

(高見澤委員)

判断に必要なミクロな情報が得られれば、税金の無駄遣いを避けることができます。

(岡委員)

その場合でも、初期の貯留分が見込めて効果はゼロではない。子どもへの教育的効果や地域で治水や水循環に取り組んでいるという協働意識などいろいろな効果もあり、判定情報を細かくしすぎると、かえってマイナスになりかねません。

(長岡委員)

浸透ますの設置を原則化することはいいが、インセンティブや、維持管理の面倒があってもメリットを感じるようにしないと続かないと感じます。

(河野部会長)

浸透ますの設置は公共の利益につながると思うので、本来は税金でやるのがふさわしいと思う。設置する民間住宅の所有者は、ほぼ無料に近い形になるように考えていますか。

(事務局)

4 つ設置の工事費に対して1 つ設置の工事費は大体同じで割高になります。そこで、実際にかかるお金に対して補助したらどうかと考えています。民間の施設でも公共的な機能がありますので、差額は公共側で負担しましょうという考えです。

(長岡委員)

下水道料金割引のような、継続されるメリットがあると多分進むでしょう。雨水貯留タンクは水道代の節約のメリットがあるから、やろうかなという人が出てくると思います。

(事務局)

雨水タンクと浸透ますとを組み合わせるような案も考えていきたいと思います。

(吉中委員)

1 ページ目のイメージ図の大型貯留浸透槽については、余り詳しい話が今までなかったかと思う。報告書の中に、情報が一応織り込まれるという理解でよろしいのでしょうか。

(事務局)

大規模開発で貯留水槽を作ってもらっていますが、さらに浸透機能を持つようなものにしてくださいというのを、今後この制度の中にどう入れていくかを考える必要があります。

(長岡委員)

浸透マップに流域界を書いて河川とのつながりを意識させるなど、河川と雨水浸透施設とのつながりを具体的に、地域ごとに見えるような形にしてみようと思います。

(河野部会長)

普通は目標というと、数値目標や年数ですが、ここは機能の強化に向けた目標の考え方ということで、こういうことに向けて努力し続けるという理解ですかね。

(檜垣委員)

雨水利用とか屋上緑化は、雨がよく見えるが、地下浸透は見えないので、環境創生意識の共有のため、何か見えるツールを考えていただきたい。

閉会